

# しまねU I ターン就職活動応援助成金交付要綱

## (目的)

第1条 公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）は、島根県内企業の人材確保と県外大学生等のU I ターン就職の促進を図るため、県外大学生等が就職活動等に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、本要綱により、当該助成金の支給等について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

### (1) 県外大学生等

島根県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生であって、県外に在住する者をいう。

### (2) 県内企業

島根県内に就業場所となる事業所等を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。

### (3) 事業所等

本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。

### (4) 県内目的地

事業所等所在地、宿泊先、自宅などをいう。

### (5) 就職活動等

卒業時前年の3月1日以降に、県内企業が県外大学生等を採用するために島根県内で実施する説明会（島根労働局、財団、島根県が主催する合同企業説明会を含む。）、面接、適性試験、筆記試験等に参加することをいう。

なお、卒業時前年の3月1日前に、企業見学等（合同企業説明会は除く。）に参加する場合を含む。

## (助成対象者)

第3条 県外大学生等であって、県内での就職活動等のために、県外居住地から県内目的地の間を移動する者とする。

## (助成対象要件)

第4条 この助成金の対象となる要件（以下「助成対象要件」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

## (交付基準)

第5条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額とする。

## (交付申請)

第6条 原則として、事前に財団ジョブカフェしまねサイトの専用フォームから必要な情報を入力することとする。

2 交付申請書は、様式第1号に掲げるとおりとし、就職活動等を行った日から起算して30日を経過した日までに財団に提出しなければならない。

**(交付決定)**

第7条 財団は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めたときは、様式第2号により、助成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を当該申請者に通知する。

**(助成金の返還)**

第8条 財団は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

**(その他)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は財団が別に定める。

**附則**

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

別表1 助成対象要件（第4条関係）

要件	<p>県外大学生等が、県内での就職活動等のために県外居住地から県内目的地の間を移動する場合</p> <p>なお、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。</p> <p>①県外居住地から県内目的地までの片道交通費が3,000円未満（税込）の場合</p> <p>②公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（行政機関ガイダンス等への参加を含む。）</p>
対象期間	各年の3月1日から翌年2月末日まで

別表2 助成対象経費及び補助率等（第5条関係）

助成対象経費	<p>県外大学生等が、県内での就職活動等のために、県外居住地から県内目的地の間を移動する際にかかる交通費及び宿泊費（宿泊費については上限を税込9,800円/日とする。）</p> <p>なお、交通費は、公共交通機関（タクシーを除く）を利用した場合に限るものとし、自家用車やレンタカーでの移動経費（高速料金やガソリン代等）は対象外とする。</p>
補助率	1/2（ただし、100円未満切り捨て）
助成限度額	1人につき、年間30,000円

※就職活動等により県内企業から交通費の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた自己負担分について助成対象とする。ただし、自己負担額が交通費の1/2を上回る場合は、交通費の1/2を助成対象とする。国、県、市町村その他公的機関等から同主旨の助成金の交付を別途受けている場合も同様とする。

※移動と宿泊が一体となっている旅行商品の購入費（原則として交通費と宿泊費の区分ができる場合）についても対象とする。

※県外居住地から県内目的地までの往復にかかる経費を対象とするが、往路のみ又は復路のみの申請も可能とする。